

議提第 1 5 号

新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議

会議規則第 1 4 条の規定により、新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日 提出

提出者	北本市議会議員	工 藤	日出夫
提出者	北本市議会議員	桜 井	卓
提出者	北本市議会議員	日 高	英 城
賛成者	北本市議会議員	村 田	裕 子
賛成者	北本市議会議員	金 森	すみ子
賛成者	北本市議会議員	高 橋	伸 治

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議

北本市議会では令和２年第１回定例会において「新ごみ処理施設の整備の白紙解消に関する市民説明会の開催を求める決議」を全会一致で可決、これを受け、令和２年８月２３日に市民説明会が開催された。

市民説明会において、市長は「今後の方向性については市民の声、市議会の声をお聞きしつつ、これまでのように近隣市町と連携を図りながら、あらゆる可能性について調査・研究を行っていく」と説明したが、これらの約束が十分に果たされているとは言えない。

埼玉中部環境センターの焼却施設は老朽化が著しく、早急な方針決定が必要なのは理解できる。しかし、三市による新ごみ処理施設整備が白紙解消となった原因の検証、あらゆる枠組みや処理方式に関する調査・検討が不十分なままでは、今後の方針の決定や他市町との協議において根拠や指針を定め、市が一致団結して新ごみ処理施設整備を進めることが困難である。

よって、今後新ごみ処理施設の整備を進めるに当たり、下記のとおり、慎重かつ丁寧な対応を求める。

記

- 1 三市による新ごみ処理施設整備が白紙解消となった原因について詳細に検証を行うこと。
- 2 広域処理を進める場合には、桶川市及び吉見町に対しても参加を呼びかけること。また、新たな枠組みにおいて、建設候補地の選定や余熱利用について再度検討すること。
- 3 広域処理だけでなく、単独による処理や脱炭素化を目指した焼却によらない処理、エネルギーの活用等、あらゆる可能性について財政負担、環境負荷、市民の分別の負担等の調査・比較検討を行い、その結果を公表すること。
- 4 今後のごみ処理の在り方については、予め市民や市議会の意見を聴くとともに、十分な共通理解及び合意形成を図ること。

以上、決議する。

令和２年１２月２２日

北 本 市 議 会